

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 定期乗車券・普通回数乗車券の取扱いについて

国内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2021年7月12日から同年9月30日まで政府により発出された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」といいます。）に基づく緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」といいます。）を受け、定期乗車券・普通回数乗車券をご使用にならないお客さまに対しては、以下のとおり払いもどしをいたしますので、駅窓口（みどりの窓口）へご相談ください。

本取扱いは、お持ちの**定期券・回数券の「券面表示区間」に緊急事態措置の対象都府県（宮城県/茨城県/栃木県/群馬県/埼玉県/千葉県/東京都/神奈川県/静岡県）に所在する駅が含まれている場合に限り対象**ですのでご注意ください。

### I. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例

#### 【ご注意】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期乗車券を一定期間ご利用にならなかった場合の**定期乗車券の払いもどしは、新たな定期乗車券のご購入前又はご購入と同時に済ませてください**。Suica 定期乗車券と同一の Suica カードを使用し新たな定期乗車券を購入（上書き）された場合、旧定期乗車券の情報は消去され、払いもどしをお受けいただくことはできません。

なお、払いもどし額等のご不明点については、駅窓口の係員におたずねください。

**以下(1)に掲げる条件を全て満たす**定期乗車券（通勤・通学・FREX・連絡定期乗車券を含みます。）を払いもどされるお客さまについては、**地域毎の緊急事態措置期間の発効日以降、当該定期券をご利用になっていない場合**、特例により以下(2)に次に掲げるうちの該当する日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、**1カ月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。

ただし、当該日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。なお、この取扱いによる払いもどしは、地域毎の緊急事態宣言期間の最終日の翌日から起算して1年以内に駅窓口でお受けください。

- (1) 対象となる定期乗車券の条件 **（条件1～3の全てを満たすものに限り対象となります）**
  - 条件1：地域毎の緊急事態措置期間の発効日前までに購入したものであること
  - 条件2：緊急事態措置期間（地域毎の発効日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部又は一部期間をその有効期間に含むこと
  - 条件3：その券面表示区間に緊急事態措置の都道府県に所在する駅が含まれていること
- (2) 定期券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日
  - ① 緊急事態措置期間の発効日の前日までに有効開始となる定期乗車券の場合  
緊急事態措置期間の発効日（東京都は2021年7月12日、埼玉県・千葉県・神奈川県は同年8月2日、茨城県・栃木県・群馬県・静岡県は同年8月20日、宮城県は同年8月27日）の前日  
※ ただし、発効日以降の日に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日とします。
  - ② 緊急事態措置期間の発効日以降に有効開始となる定期券の場合
    - ア 定期券が未使用の場合  
当該定期券の有効開始日の前日
    - イ 定期券を既に使用した場合  
当該定期券を最後に使用した日

### 定期券の払いもどし額の計算方法

**払いもどし額 = 所定の定期運賃（券面の金額） - 使用済み月数に相当する定期運賃 - 手数料 220 円**

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ 1 か月または 3 か月の定期運賃を組み合わせることで算出します。1 か月未満の日数は、1 か月使用したものと計算します。

使用した月数	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月
算出に使用する月数の組み合わせ	1 か月	1 か月×2	3 か月	1 か月+3 か月	1 か月×2 + 3 か月

※ 新幹線定期券「FREX パル」及び有効開始日から 7 日以内の通学定期券は計算方法が異なる場合があります。

※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

## II. 普通回数乗車券の払いもどし申出日の特例

- 次に掲げる条件を満たす普通回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を含みます。）を払いもどしされるお客さまについては、旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどし（所定の手数料がかかります。）いたします。
- **以下の条件をすべて満たす普通回数乗車券**については、その有効期間が既に過ぎている場合であっても、特例により有効期間内に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、払いもどしをいたします。

条件 1：地域毎の緊急事態措置期間の発効日の前日までに購入したものであること

※緊急事態宣言の発効日（東京都は 2021 年 7 月 12 日、埼玉県・千葉県・神奈川県は同年 8 月 2 日、茨城県・栃木県・群馬県・静岡県は同年 8 月 20 日、宮城県は同年 8 月 27 日）

条件 2：緊急事態措置期間（地域毎の緊急事態措置の発効日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部又は一部期間をその有効期間に含むこと

条件 3：その券面表示区間に緊急事態措置の都道府県に所在する駅が含まれていること

### 普通回数乗車券の払いもどし額の計算方法

**払いもどし額 = 発売額 - 使用済枚数分の当該区間の普通運賃 - 手数料 220 円**

#### 払いもどし額の計算例

- 新宿・代々木間（大人片道普通運賃：140 円）の大人普通回数乗車券（有効期間：2021 年 7 月 31 日まで）のうち、11 枚中 5 枚を緊急事態宣言の発出に伴い使用しなかった場合。  
⇒ 有効期間終了後であっても、2021 年 7 月 11 日に払いもどしのお申し出があったものとみなして払いもどしをいたします。

$$1,400 \text{ 円 (発売額)} - (140 \text{ 円} \times 6 \text{ 枚}) - 220 \text{ 円 (手数料)} = 340 \text{ 円 (払いもどし額)}$$

同区間の普通運賃×使用済枚数